

2018年10月

お客さまへ

確定拠出年金サービス株式会社

【重要】平成30年分 iDeCo「小規模企業共済等掛金払込証明書」の発送スケジュール等の変更について

平素より、弊社WEBサイトをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

iDeCo（個人型確定拠出年金）では、毎年納付した掛金合計額が「小規模企業共済等掛金控除」として、その年の課税所得から控除されます。

掛金の納付方法が「個人払込」の場合、国民年金基金連合会から「小規模企業共済等掛金払込証明書」が発行対象者あてに昨年度までは10月下旬と1月下旬に送付されておりましたが、**国民年金基金連合会から、今年度の発行スケジュール等を変更する旨、連絡がありました**ので、取り急ぎお知らせいたします。

なお「小規模企業共済等掛金証明書」が年末調整に間に合わない場合は、ご自身で確定申告を行う必要がありますので、ご注意ください。

1. 昨年からの主な変更点

- ①10月の一括発行に加え、11月・12月・1月にも追加で発行されます（従来は1月のみ）。
- ②掛金の月別指定（例えば年1回12月のみ拠出を指定）のお客さまについても、10月の一括発行時に払込予定金額が証明されます。
- ③一括発行後に、掛金額変更等により、払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合は、自動的に追加発行の対象となる事となりましたので、再発行申請書の提出は不要となります。

2. 発行スケジュールと主な対象者(詳細は別紙ご参照)

発行対象者	発送予定日
・ <u>当年1月～9月までに払込実績があったお客さま</u>	10月23日
・ <u>当年10月に初回払込実績があったお客さま</u> ・前回発行時から払込予定金額の合計額に変更が発生したお客さま	11月21日
・ <u>当年11月に初回払込実績があったお客さま</u> ・前回発行時から払込予定金額の合計額に変更が発生したお客さま	12月21日
・ <u>当年12月に初回払込実績があったお客さま</u> ・前回発行時から払込予定金額の合計額に変更が発生したお客さま	平成31年 1月25日

以上

払込証明書の発行時期と対象者 (※事業主払込を行っている第2号加入者を除く)

【昨年まで】

発行種類	時期	納付方法	対象者	記載内容
一括発行	10月	毎月定額	当年1月から9月までに払込実績があったお客さま	①当年9月までに払い込まれた金額 ②10月～12月の払込予定金額
追加発行	1月	毎月定額	当年10月から12月に初回払込実績があったお客さま	当年10月～12月に払い込まれた金額
再発行	随時	毎月定額	①追加発行より早く払込証明書が必要な場合 ②前回発行時の払込金額または払込予定額に変更が発生した場合 ③紛失等をした場合	再発行時点での払込実績金額と予定金額

【当年（平成30年）】

発行種類	発送予定日	納付方法	対象者	記載内容
一括発行	10月23日	毎月定額	当年1月から9月までに払込実績があったお客さま	当年1月から9月までに払い込まれた金額 (10月～12月は払込予定金額)
		月別指定	①当年1月から9月までに払込実績があったお客さま ②当年分掛金の初回拠出が10月以降を設定しているお客さま	①当年1月から9月までに払い込まれた金額 (10月～12月は払込予定金額) ②当年10月～12月の払込予定金額
追加発行①	11月21日	毎月定額	①当年10月に初回払込実績があったお客さま ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	当年1月から10月までに払い込まれた金額 (11月～12月は払込予定金額)
		月別指定	①当年9月に加入申込をされたお客さま ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	
追加発行②	12月21日	毎月定額	①当年11月に初回払込実績があったお客さま ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	当年1月から11月までに払い込まれた金額 (12月は払込予定金額)
		月別指定	①当年10月に加入申込をされたお客さま ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	
追加発行③	平成31年 1月25日	毎月定額	①当年12月に初回払込実績があったお客さま ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	当年1月から12月までに払い込まれた金額
		月別指定	前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	
再発行	随時	毎月定額 月別指定	①追加発行より早く払込証明書が必要な場合 ②紛失等をした場合	再発行時点での払込実績金額と予定金額